

環境・健康募金（地区衛生組織活動資金募集）要綱

沿革 平成7年4月1日制定
平成17年4月1日一部改正
平成25年4月1日一部改正
平成27年4月1日一部改正
平成29年4月1日一部改正
平成30年4月1日一部改正

（主 旨）

わたしたちが幸福で明るい日常生活を送るには、住みよい環境で、健康に暮らせることが必要であり、このことは等しく国民共通の大きな願いである。

この願いを実現するためには、町ぐるみ、地域ぐるみで自主的な活動をすることによって環境保健の向上を図らなければならない。

こうしたことから昭和35(1960)年2月に開催された第1回広島県公衆衛生大会において、世界保健デーである4月7日を「健康感謝の日」と定め、同時に広く県民から寄付を募り、その資金を地区衛生組織等に計画的かつ合理的に配分し、健康で心豊かに暮らせる地域づくりに寄与するのがこの募金の主旨である。

（募金の目標）

募金の目標は、事業を行う地区衛生組織が定める。

（募金期間）

毎年4月7日を起に年間を通じて行うものとする。

（募金の奉仕活動）

この運動は、率先して環境保健の向上に尽力しようとする奉仕者の組織活動によって推進されるものとする。

（募金の機関）

- ① この募金を円滑にかつ公正に実施する目的で募金委員会を設置し、募金に関する一切の業務を処理するものとする。
- ② 募金委員会は、一般財団法人広島県環境保健協会定款第5章53条の規定に基づき設置された委員会であって、ひろく各地域の代表者を中心として構成された運動実施機関として主導的立場と責任をもってこの運動の展開にあたるものとする。
- ③ 募金に関し必要な事項は、募金委員会においてこれを定めるものとする。

（寄付の勧誘）

- ① 別に定める環境・健康募金袋その他を用いて寄付の勧誘を行う。
- ② 寄付の勧誘は、直接にはすべて率先して環境保健の向上に尽力しようとする奉仕者の組織活動により戸別募金、法人および団体募金、職場募金その他の募金方法をもってこれを行うものとする。
- ③ 目的達成のために、寄付者の理解と社会的責任感をうたえて応分の自発的な献出を尊重する。

（寄付金の管理とその配分）

寄付金の管理、配分または使用にあたり募金委員会は、寄付者の期待と信頼とを不断に自覚し、寄付者の信託に基づく責任を全うしなければならない。

(募金結果の公示)

寄付金の管理、配分は寄付者の信託によって行うものであるから運動の一切を明らかに公表し、常に寄付者の理解を新たにし、世論の支持のもとに運動が永続するようにする。

(募金配分方式)

地区衛生組織のある市町における住民基本台帳による世帯数に、世帯あたり単価額を乗じた金額を配分基本額とする。世帯あたり単価額は 50 円とする。市町公衛協配分金は配分基本額の 70%、環境協配分金は配分基本額の 25%、事務費配分金は配分基本額の 5%とする。配分基本額を上回る募金額を市町公衛協に配分する。

配分基本額 世帯数（住民基本台帳による）× 50 円

配分基本額を上回る募金額 募金実績額－配分基本額…市町公衛協へ配分

市町公衛協配分金 配分基本額× 0.7 + 配分基本額を上回る募金額

環境協配分金 配分基本額× 0.25

事務費配分金 配分基本額× 0.05

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

改正内容は以下のとおり。

条項	変更前	変更後
標 題	環境・健康募金（旧 <u>健康感謝募金</u> ）（地区衛生組織活動資金募集）要綱	環境・健康募金（地区衛生組織活動資金募集）要綱
寄付の勧誘	① 別に定める環境・健康募金（旧 <u>健康感謝募金</u> ）袋その他を用いて寄付の勧誘を行う。	① 別に定める環境・健康募金袋その他を用いて寄付の勧誘を行う。